

# 保育施設入所選考基準の見直し について

---

令和 7 年 6 月

## 保育施設入所選考基準の見直しについて

### 1 概要

- 特定教育・保育施設における保育の利用については、入所選考基準により、その保育の必要性の度合いを点数化し、点数の高い順に、希望する施設への入所を調整しています。
- 入所選考基準における優先利用の考え方については、児童福祉法等を根拠として、国が示す基本的な考え方に基づき、利用調整を行う市町村が決定しています。
- 入所選考基準で定める「項目」や「点数」の決定にあたっては、市民参加の観点から、子ども・子育て会議にて意見聴取したうえで決定することとしています。

### 2 見直し内容

- 調整点数の加点項目に「入所申請児童が里親委託されている場合」を追加することとし、加点点数を2点とします。

### 3 見直し理由

- 「保育所等の優先利用における里親家庭への配慮について」（令和6年8月19日付けこども家庭庁事務連絡）において、保育所等の優先利用の対象と考えられる事項として、「里親委託が行われている場合」が例示されました。
- 里親の就労等により、里親委託されている児童の保育の必要性が生じた場合において、社会的養護の観点から、入所における優先利用の配慮を行うため、「入所申請児童が里親委託されている場合」を調整点数項目に追加するものです。
- なお、加点点数については、保育所等の優先利用の対象と考えられる事項として国が例示するもののうち、江別市で定めている「生活保護世帯」、「子どもが障がいの有する場合」及び「育児休業を終了した場合」が2点であることを鑑み、2点とします。

### 4 適用時期

令和8年4月1日から適用します。

### 5 江別市保育施設入所選考基準（見直し後）

別紙のとおり

## 江別市保育施設入所選考基準表

## 1 基礎点数

| 類型          |      | 項目                                                           |                          | 点数               |
|-------------|------|--------------------------------------------------------------|--------------------------|------------------|
| 就労          |      | 月150時間以上の就労を常態とする。                                           |                          | 10               |
|             |      | 月140時間以上150時間未満の就労を常態とする。                                    |                          | 9                |
|             |      | 月120時間以上140時間未満の就労を常態とする。                                    |                          | 8                |
|             |      | 月100時間以上120時間未満の就労を常態とする。                                    |                          | 7                |
|             |      | 月80時間以上100時間未満の就労を常態とする。                                     |                          | 6                |
|             |      | 月64時間以上80時間未満の就労を常態とする。                                      |                          | 5                |
| 出産          |      | 妊娠・出産<br>※ただし、切迫早産等出産に関して入院、通院又は治療を要する場合は、疾病とする。             |                          | 8                |
| 疾病・障がい      | 疾病など | 入院が1カ月以上に渡ると見込まれるもの                                          |                          | 10               |
|             |      | 自宅療養                                                         | 常時病臥                     | 10               |
|             |      |                                                              | 医師により家庭での保育が困難と診断された場合   | 8                |
|             |      |                                                              | 医師により家庭での保育に支障ありと診断された場合 | 6                |
|             | 障がい  | 精神障害者保健福祉手帳1級・2級、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A（またはAに相当する判定書）の交付を受けている場合 |                          | 10               |
|             |      | 身体障害者手帳3級、療育手帳B（またはBに相当する判定書）の交付を受けている場合                     |                          | 8                |
| 同居親族等の介護・看護 |      | 月120時間以上の介護・看護を常態とする。                                        |                          | 8                |
|             |      | 月100時間以上120時間未満の介護・看護を常態とする。                                 |                          | 7                |
|             |      | 月64時間以上100時間未満の介護・看護を常態とする。                                  |                          | 6                |
| 災害          |      | 災害(火災、風水害、地震等)の復旧に当たっている場合                                   |                          | 10               |
| 求職活動        |      | 保護者の求職活動を理由に保育所を利用する。                                        |                          | 4                |
| 就学等         |      | 技術習得等で、職業訓練学校や大学、専門学校等に通学している場合                              |                          | 就労<br>の基準を<br>準用 |
| 虐待・DV       |      | 虐待（児童相談所長通知が発出された世帯等）                                        |                          | 100              |
|             |      | DV（家庭裁判所から保護命令が出された世帯等）                                      |                          | 12               |
| 市長による特例     |      | この類型中に掲げるもののほか、明らかに保育を必要とする認められる場合                           |                          | 1～10             |

## 2 調整点数

| 類型                       | 項目                                                                                  | 点数                        |   |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|---|
| 保護者・世帯条件                 | ひとり親世帯の場合                                                                           | 12                        |   |
|                          | 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合）                                                            | 2                         |   |
|                          | 産後休暇・育児休業明けの場合                                                                      | 2                         |   |
|                          | 保育士等資格保有者が、江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事する場合                                                 | 月120時間以上の就労を常態とする。        | 6 |
|                          |                                                                                     | 月100時間以上120時間未満の就労を常態とする。 | 5 |
| 月64時間以上100時間未満の就労を常態とする。 |                                                                                     | 4                         |   |
| 保護者・世帯条件                 | 入所申請児童の同一世帯員が障がいを持っている場合                                                            | 2                         |   |
|                          | 入所申請児童の祖父母と同居（二世帯住宅を含む。）している世帯。ただし、身体的、年齢的(60歳以上)に保育が不可能な場合、祖父母の就業が理由で保育が不可能な場合は除く。 | -1                        |   |
|                          | 保育料を滞納しており、納付の督促に対して誠意ある対応がみられない場合（過去1年以上保育料を滞納している場合は、調整点数は加算いたしません）               | -5                        |   |
|                          | 希望する保育所等に入所できない場合に、育児休業の延長を許容できる場合                                                  | -10                       |   |
| 児童条件                     | 前年度、保育施設に入所し、継続して同一の保育施設の利用を希望する場合<br>※入所の要件を満たしている場合に限る                            | 100                       |   |
|                          | 同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合                                                           | 10                        |   |
|                          | 入所申請児童が障がいを持っている場合                                                                  | 2                         |   |
|                          | 食物アレルギーにより、アレルギー対応施設を希望する児童の場合                                                      | 1                         |   |
|                          | 兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合※2                                                         | 5                         |   |
|                          | 兄弟姉妹が既に入所している施設以外に入所を希望する場合※3                                                       | 2                         |   |
|                          | 兄弟姉妹と同時に申し込む場合※4                                                                    | 2                         |   |
|                          | 小学校3年生以下の扶養する子が3人以上いる場合                                                             | 1                         |   |
|                          | 入所申請児童が里親委託されている場合                                                                  | 2                         |   |
| 転園・卒園                    | 年度当初の転園（市内の企業主導型保育施設からの転園を含む）                                                       | 1                         |   |
|                          | 兄弟姉妹が既に入所している施設への転園を希望する場合※5                                                        | 5                         |   |
|                          | 市内の小規模保育施設等を卒園し、連携施設（受入機能を持つものに限る）への入所を希望する場合                                       | 50                        |   |
|                          | 市内の小規模保育施設等を卒園し、連携施設（受入機能を持つものに限る）以外への入所を希望する場合                                     | 30                        |   |
|                          | 廃止となる認可保育施設からの転園                                                                    | 30                        |   |
| その他                      | 保育の緊急度が高く、特に配慮が必要な場合                                                                | 1～100                     |   |

※1 保育施設等：認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園、企業主導型保育施設、放課後児童クラブ

※2、3、4、5は重複した加算は行わないものとする。

## 3 同点の時の優先順位は次のとおりとする

| 順位 | 内容                               |
|----|----------------------------------|
| 1  | 過去保育料に滞納が無い                      |
| 2  | 保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事する |
| 3  | 兄弟姉妹が既に入所している                    |
| 4  | 同居者なしのひとり親世帯                     |
| 5  | 基礎点数が高い順                         |
| 6  | 多子世帯                             |
| 7  | 核家族世帯                            |
| 8  | 市町村民税の所得割額が低い世帯                  |
| 9  | 世帯の状況から総合的に判断                    |

## 4 利用調整の方法について

調整は下記のとおり行う

(1) 江別市民を優先とし、合計点数の高い方から順に入所調整を行う（合計点数＝基礎点数＋調整点数）

ただし、ア・イに当てはまる場合は、江別市民と同様に扱う

ア 市外在住者である保育士等資格保有者が江別市内の保育施設等※1で保育業務に従事する場合

イ 江別市に転入予定の場合

(2) 年度途中の転園希望者の選考については、新規入所希望者を優先する

江別市子ども・子育て会議意見聴取後の江別市保育施設入所選考基準新旧対照表（案）

| 旧                              |      |     |                                                          |     | 新                              |      |     |                                                          |     |
|--------------------------------|------|-----|----------------------------------------------------------|-----|--------------------------------|------|-----|----------------------------------------------------------|-----|
| 江別市保育施設入所選考基準表<br>(令和5年4月から適用) |      |     |                                                          |     | 江別市保育施設入所選考基準表<br>(令和8年4月から適用) |      |     |                                                          |     |
| 2                              | 調整点数 | 類 型 | 項 目                                                      | 点数  | 2                              | 調整点数 | 類 型 | 項 目                                                      | 点数  |
| 児童条件                           |      |     | 前年度、保育施設に入所し、継続して同一の保育施設の利用を希望する場合<br>※入所の要件を満たしている場合に限る | 100 | 児童条件                           |      |     | 前年度、保育施設に入所し、継続して同一の保育施設の利用を希望する場合<br>※入所の要件を満たしている場合に限る | 100 |
|                                |      |     | 同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合                                | 10  |                                |      |     | 同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合                                | 10  |
|                                |      |     | 入所申請児童が障がいを持っている場合                                       | 2   |                                |      |     | 入所申請児童が障がいを持っている場合                                       | 2   |
|                                |      |     | 食物アレルギーにより、アレルギー対応施設を希望する児童の場合                           | 1   |                                |      |     | 食物アレルギーにより、アレルギー対応施設を希望する児童の場合                           | 1   |
|                                |      |     | 兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合(※2)                            | 5   |                                |      |     | 兄弟姉妹が既に入所している施設に入所を希望する場合(※2)                            | 5   |
|                                |      |     | 兄弟姉妹が既に入所している施設以外の入所を希望する場合(※3)                          | 2   |                                |      |     | 兄弟姉妹が既に入所している施設以外の入所を希望する場合(※3)                          | 2   |
|                                |      |     | 兄弟姉妹と同時に申し込む場合(※4)                                       | 2   |                                |      |     | 兄弟姉妹と同時に申し込む場合(※4)                                       | 2   |
|                                |      |     | 小学校3年生以下の扶養する子が3人以上いる場合                                  | 1   |                                |      |     | 小学校3年生以下の扶養する子が3人以上いる場合                                  | 1   |
|                                |      |     | 追加                                                       | -   |                                |      |     | 入所申請児童が里親委託されている場合                                       | 2   |
|                                |      |     | ※2.3.4.5は、重複した加算は行わないものとする。                              |     |                                |      |     | ※2.3.4.5は、重複した加算は行わないものとする。                              |     |